

No. 1128 (2021. 1. 7)

## 在英米軍基地に関する条約及び合意

- |                        |   |                 |
|------------------------|---|-----------------|
| はじめに                   | 3 | アトリー・トルーマン合意及び  |
| I 在英米軍の概要              |   | チャーチル・トルーマン共同声明 |
| II 在英米軍基地に関する条約及び合意    | 4 | 英空軍基地管理責任移転条項   |
| 1 北大西洋条約               | 5 | 弾道ミサイル早期警戒駐屯地覚書 |
| 2 NATO 軍地位協定及び英国の訪問軍隊法 | 6 | 安全・警察活動覚書       |
|                        |   | おわりに            |

キーワード：在英米軍基地、北大西洋条約、NATO 軍地位協定、1952 年訪問軍隊法、チャーチル・トルーマン共同声明

- 英国は NATO 軍地位協定の当事国であり、当該当事国になるための国内法である 1952 年訪問軍隊法を制定している。同法には、当該当事国の軍隊を含む訪問軍隊に対する英国の国内法の適用除外等についての規定もある。
- 在英米軍の大半は米空軍であり、英空軍基地の米空軍による使用は共同防衛に資すると英米両国がみなす間は認められる。緊急時の在英米軍基地の使用は、そのときの支配的な状況に照らして英米両国の共同決定の対象となる。
- 英米間の合意において、在英米軍基地について基地の安全に関して全面的な責任を負う基地司令官を米国が置き、英米間の連絡を担う英空軍司令官を英国が置くことが定められている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

総合調査室 主幹 まつやま けんじ 松山 健二

第 1 1 2 8 号

## はじめに

英国には、陸軍 162 人、海軍 283 人、海兵隊 53 人、空軍 8,828 人及び沿岸警備隊 7 人の計 9,333 人の米軍の要員が駐留しており、日本、ドイツ、韓国、イタリアに次いで米軍の駐留の規模が大きい国である（2020 年 6 月 30 日現在）<sup>1</sup>。

米軍は北大西洋条約<sup>2</sup>の一般規定、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization: NATO）軍地位協定<sup>3</sup>（以下「NATO 軍地位協定」という。）及び英国の国内法である 1952 年訪問軍隊法<sup>4</sup>（以下「訪問軍隊法」という。）に基づいて英国に駐留し、英国に駐留する米軍（以下「在英米軍」という。）は 1952 年 1 月のチャーチル・トルーマン共同声明<sup>5</sup>によって再確認された 1951 年 10 月のアトリー・トルーマン合意<sup>6</sup>に基づいて英国の基地（以下、在英米軍が使用する英国の基地を「在英米軍基地」という。）を使用する<sup>7</sup>。また、米国による王立空軍（Royal Air Force: RAF. 以下「英空軍」という。）の基地の使用について特に英米両国間で取決めが締結されることがあるが、フィリングデールズ英空軍基地の米国の使用については交換公文によって

---

\* 本稿におけるインターネット情報の最終閲覧日は、2020 年 9 月 30 日である。人物の肩書や組織名は、全て当時のものである。

<sup>1</sup> Defense Manpower Data Center, “Number of Military and DoD Appropriated Fund (APF) Civilian Personnel Permanently Assigned By Duty Location and Service/Component As of June 30, 2020.” <[https://www.dmde.osd.mil/appj/dwp/rest/download?fileName=DMDC\\_Website\\_Location\\_Report\\_2006.xlsx&groupName=milRegionCountry](https://www.dmde.osd.mil/appj/dwp/rest/download?fileName=DMDC_Website_Location_Report_2006.xlsx&groupName=milRegionCountry)> 駐留する米軍の要員数は、日本が 55,381 人、ドイツが 34,146 人、韓国が 26,540 人、イタリアが 12,199 人である。ここでいう駐留は、一時的な配置を含まない。

<sup>2</sup> 1949 年 4 月 4 日署名、1949 年 8 月 24 日発効（Treaty Series No.56 (1949), Cmd.7789, 1949; Treaties and Other International Acts Series (TIAS) 1964.）。北大西洋条約の当事国は、英国及び米国を含む 30 か国である。

<sup>3</sup> 正式名称は、「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」である（1951 年 6 月 19 日署名、1953 年 8 月 23 日発効。Treaty Series No.3 (1955), Cmd.9363, 1955; TIAS 2846.）。NATO 軍地位協定の当事国は、北大西洋条約の当事国のうち北マケドニアを除く 29 か国である。NATO 軍地位協定を日本語訳した資料として次の文献がある。『西ドイツに駐留する NATO 軍の地位に関する諸協定』（調査資料 75-3）国立国会図書館調査及び立法考査局、1976, pp.1-16.

<sup>4</sup> The Visiting Forces Act 1952, 15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2, c.67.

<sup>5</sup> 1952 年 1 月 9 日に公表されたウィンストン・チャーチル（Winston Churchill）首相とハリー・S・トルーマン（Harry S. Truman）大統領の共同声明（“Joint Statement Following Discussions with Prime Minister Churchill. January 9, 1952,” *Public Papers of the Presidents of the United States, Harry S. Truman, 1952-53*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1966, pp.17-19.）。

<sup>6</sup> 第 II 章第 3 節参照。

<sup>7</sup> ジェフリー・パッティ（Geoffrey Pattie）国防省王立空軍担当政務次官の 1980 年 12 月 10 日の下院における文書答弁（*Parliamentary Debates*, House of Commons, 5th series, vol.995 part 2, session 1980-81, Written Answers, column 495.）。アトリー・トルーマン合意には言及せず、チャーチル・トルーマン共同声明のみが参照されることがしばしばある（第 II 章第 3 節参照）。在英米軍基地の歴史的経緯・法的位置付けや英米の同盟関係について述べたものとして、例えば次の文献がある。明田川融「駐英米軍をめぐる法と政治—序論的考察—」本間浩ほか『各国間地位協定の適用に関する比較論考察』内外出版、2003, pp.103-132; 川名晋史『基地の政治学—戦後米国の海外基地拡大政策の起源—』白桃書房、2012, pp.164-199; 佐々山泰弘『パックスアメリカーナのアキレス腱—グローバルな視点から見た米軍地位協定の比較研究—』御茶の水書房、2019, pp.65-76; John Baylis, *Anglo-American Defence Relations, 1939-1980: The Special Relationship*, London: Macmillan, 1981; Simon Duke, *US Defence Bases in the United Kingdom: A Matter for Joint Decision?* (St. Antony's/Macmillan series), London: Macmillan, 1987; John Woodliffe, *The Peacetime Use of Foreign Military Installations under Modern International Law*, Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers, 1992, pp.37-47; Simon Duke, “U.S. Basing in Britain, 1945-1960,” Simon W. Duke and Wolfgang Krieger, eds., *U.S. Military Forces in Europe: The Early Years, 1945-1970*, Boulder: Westview Press, 1993, pp.117-152; C. T. Sandars, *America's Overseas Garrisons: The Leasehold Empire*, Oxford: Oxford University Press, 2000, pp.79-103; Louisa Brooke-Holland, “US Forces in the UK: legal agreements,” *Standard Note*, SN06808, 8 January 2015. House of Commons Library website <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06808/SN06808.pdf>>

覚書が締結されている<sup>8</sup>（以下、この覚書を「弾道ミサイル早期警戒駐屯地覚書」という。）。

英国防省が2015年8月にウェブサイトで公開した文書によれば、在英米軍基地に関する英米両国の合意（以下「在英米軍基地合意」という。）は29あり、これらは特段の規定がない限り全ての在英米軍基地に適用される<sup>9</sup>。在英米軍基地合意には、上記のチャーチル・トルーマン共同声明に加えて、英国において米軍が使用し得る英空軍基地の管理責任に関する英空軍基地管理責任移転条項<sup>10</sup>及び在英米軍基地内の警察権の行使に関する安全・警察活動覚書<sup>11</sup>が含まれる。

本稿では、最初に主要な在英米軍基地に配置されている在英米軍を概観し、次に上記の在英米軍基地に係る条約、合意及び訪問軍隊法を紹介する。

なお、北大西洋条約、NATO軍地位協定及び訪問軍隊法は広範な内容を有するので、主に北大西洋条約はその主要な規定（第5条）、NATO軍地位協定及び訪問軍隊法はしばしば議論の対象となる規定である、NATO軍地位協定にあっては派遣国<sup>12</sup>の軍隊の構成員等に対する刑事裁判権（criminal jurisdiction）<sup>13</sup>の行使（第7条第3項）及び派遣国の軍隊の基地内における警察権の行使（第7条第10項(a)）、訪問軍隊法にあっては訪問軍隊<sup>14</sup>の構成員等に対する刑事裁判権の行使（第2条及び第3条）及び訪問軍隊に対する英国の国内法の適用除外等（第8条）

<sup>8</sup> 「連合王国における弾道ミサイル早期警戒駐屯地の設置に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」（1960年2月15日署名・発効。Treaty Series No.24 (1960), Cmnd.1034, 1960; TIAS 4425.）に添付されている「覚書」という名称の文書である。

<sup>9</sup> “United States Visiting Forces (USVF) Agreements.” GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/490906/20150629\\_FOI201504214\\_USVF\\_Agreements.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/490906/20150629_FOI201504214_USVF_Agreements.pdf)>; “Attachment: United States Visiting Forces (USVF) Agreements List.” *idem* <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/490907/20150629\\_FOI201504214\\_USVF\\_Agreements\\_List.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/490907/20150629_FOI201504214_USVF_Agreements_List.pdf)> 英国防省は、ミルデンホール英空軍基地等における米軍の要員に関する英米間の合意の数、署名時期及び内容の開示請求を受けて2015年6月29日に文書で回答した。別途取決めが締結されているフィリングデールズ英空軍基地は、在英米軍基地合意の対象外であると推定される。

<sup>10</sup> 正式名称は、「王立空軍から合衆国空軍への特定の駐屯地の管理責任の移転に関する一般条項」である（“Arrangements for the Use of RAF Mildenhall by the United States Visiting Forces (USVF).” *ibid.* <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/464262/20150812\\_FOI201506501\\_Use\\_of\\_RAF\\_Mildenhall.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/464262/20150812_FOI201506501_Use_of_RAF_Mildenhall.pdf)>; “Attachment: Letter Exchange to Agree RAF Mildenhall as a Designated En-route Mobility Operations Hub Base dated November 1951.” *idem* <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/464267/FOI210506501\\_1951\\_doc.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/464267/FOI210506501_1951_doc.pdf)>）。英空軍基地管理責任移転条項は、英国防省が2015年9月にウェブサイトで公開した1951年11月13日付け文書に添付された文書である。当該文書及び添付文書は、英国防省がミルデンホール英空軍基地における米空軍の要員・装備等に関する取決めの開示請求を受けて2015年8月12日に開示したものである。当該添付文書において、ミルデンホール英空軍基地のほか、フェアフォード英空軍基地及びレイクンヒース英空軍基地も対象として記載されている。

<sup>11</sup> 正式名称は、「国防省警察警護庁によって代表される連合王国国防省と第3空軍司令部によって代表される在欧州合衆国空軍との間の連合王国における合衆国軍隊に対するMDPGA [国防省警察警護庁] による安全及び警察活動の役務の提供に関する取決め覚書」（2008年5月20日署名。[ ]内は筆者による補記。以下同じ）（“MOD Police Cost Recovery Agreements with United States Air Forces (USAF) and Defence Science and Technologies (DSTL).” *ibid.* <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/594416/20170119-Redacted\\_Reply\\_to\\_eCase\\_10806\\_-\\_RFI\\_316-16\\_Re\\_Cost\\_Recovery\\_Agreement.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/594416/20170119-Redacted_Reply_to_eCase_10806_-_RFI_316-16_Re_Cost_Recovery_Agreement.pdf)>）である。安全・警察活動覚書は、英国防省が2017年2月にウェブサイトで公開した文書である。当該文書は、英国防省警察（後述）が国防省警察の費用に関する協定の開示請求を受けて開示したものである。開示文書の日付は2016年1月19日とあるが、これは誤記の可能性がある。本稿では紹介しないが、安全・警察活動覚書には国防省警察の費用負担に関する規定がある。

<sup>12</sup> 第II章第2節参照。

<sup>13</sup> 国際法上国家が有する管轄権（jurisdiction）のうち、刑法に係る管轄権を刑事裁判権ということがある。この用語については、“jurisdiction”を「裁判権」と訳すのが一般的である（松山健二「協定未締結時の駐留軍隊の管轄権をめぐる議論—米国公的機関の見解の整理—」『レファレンス』824号, 2019.9, p.54. <[https://dl.ndl.go.jp/view/prepar\\_eDownload?itemId=info%3Andlp%2Fpid%2F11350012&contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/prepar_eDownload?itemId=info%3Andlp%2Fpid%2F11350012&contentNo=1)>）。

<sup>14</sup> 後掲注(23)

を紹介する。あわせて、紹介する在英米軍基地に係る条約、合意及び訪問軍隊法の一部を抜粋して翻訳し、本稿の末尾に掲げる（別表 1～6）。

## I 在英米軍の概要

英国の国際戦略研究所（The International Institute for Strategic Studies）の世界の軍事情勢に関する報告書『ミリタリー・バランス』の 2020 年版などによれば、在英米軍の主要な戦力等は下表のとおりである<sup>15</sup>。

表 在英米軍が使用する英空軍基地及びその主要な戦力等

| 英空軍基地          | 配備されている戦力等 <sup>(注1)</sup>                           | 配置部隊 <sup>(注2)</sup> |
|----------------|--|----------------------|
| フェアフォード英空軍基地   | B-52H 爆撃機 4 機 <sup>(注3)</sup>                        | 第 420 空軍基地飛行隊        |
| レイクンヒース英空軍基地   | F-15C/D 戦闘機 24 機、F-15E 戦闘機 23 機                      | 第 48 戦闘航空団           |
| ミルデンホール英空軍基地   | KC-135R/T 空中給油機 15 機                                 | 第 100 空輸航空団          |
|                | CV-22B 輸送機 8 機、MC-130J 多用途機 8 機                      | 第 352 特殊作戦航空団        |
|                | OC-135 観測機、RC-135 偵察機                                | 第 95 偵察飛行隊           |
| フィリングデールズ英空軍基地 | AN/FPS-132 向上型早期警戒レーダー、宇宙追跡レーダー<br>— <sup>(注4)</sup> | —                    |

(注1) 注記のない戦力等は、右欄の配置部隊が運用する。

(注2) 左欄の英空軍基地に配置されている在英米軍の部隊

(注3) 米国本土の部隊から派遣される。

(注4) 収集した情報は、米英両国に提供される。

(出典) “352d Special Operations Wing,” March 27, 2015. 352nd Special Operations Wing website <<https://www.352so.w.af.mil/About-Us/Fact-Sheets/Display/Article/581700/352d-special-operations-wing/>>; “RAF Fylingdales, U.K.,” August 6, 2018. Peterson Air Force Base website <<https://www.peterson.spaceforce.mil/About/Fact-Sheets/Display/Article/326220/raf-fylingdales-uk/>>; Andrea Console, *Command and Control of a Multinational Space Surveillance and Tracking Network*, Joint Air Power Competence Centre, June 2019, pp.38-39. <[https://www.japcc.org/wp-content/uploads/JAPCC\\_C2SST\\_2019\\_screen.pdf](https://www.japcc.org/wp-content/uploads/JAPCC_C2SST_2019_screen.pdf)>; “100th Air Refueling Wing,” July 23, 2019. Royal Air Force Mildenhall website <<https://www.mildenhall.af.mil/About-Us/Fact-Sheets/Display/Article/270378/100th-air-refueling-wing/>>; The International Institute for Strategic Studies, *Military Balance 2020*, Abingdon: Taylor & Francis, 2020, pp.45-60, 162; “USAF & USSF Installations,” *Air Force Magazine*, vol.103 no.6, June 2020, pp.95-109. <[https://www.airforcemag.com/app/uploads/2020/06/June2020\\_Fullissue5.pdf](https://www.airforcemag.com/app/uploads/2020/06/June2020_Fullissue5.pdf)>; “U.S. Air Force B-52s return to Europe for ally, partner training,” August 22, 2020. U.S. Air Forces in Europe and Air Forces Africa website <<https://www.usafe.af.mil/News/Press-Releases/Article/2320505/us-air-force-b-52s-return-to-europe-for-ally-partner-training/>>; “420th Air Base Squadron.” 501st Combat Support Wing website <<http://www.501csw.usafe.af.mil/Units/422nd-ABG/420th-ABS/>>; “Fact Sheets.” Royal Air Force Lakenheath website <<http://www.lakenheath.af.mil/About-Us/Fact-Sheets/>>; “The Fightin’ Fifty-Fifth.” Offutt Air Force Base website <<https://www.offutt.af.mil/Units/55th-Wing/>> を基に筆者作成。

米空軍の部隊は、上位から順に、主要コマンド（Major Command）、番号・名称付き空軍（Numbered or Named Air Force）、航空団（Wing）、航空群（Group）、飛行隊（Squadron）等の

<sup>15</sup> マイク・ペニング（Mike Penning）国防省軍隊担当大臣の 2017 年 3 月 21 日の下院における文書答弁において、表にある基地のほかに、アルコンベリー英空軍基地、ウェルフォード英空軍基地、クロートン英空軍基地、バーフォードセントジョン英空軍基地、フェルトウェル英空軍基地、メンウィズヒル英空軍基地及びモールスワース英空軍基地が米軍が使用し得る基地として掲げられている（House of Commons, *Daily Report*, 21 March 2017, p.35. UK Parliament website <<https://qnadailyreport.blob.core.windows.net/qnadailyreportxml/Written-Questions-Answers-Statement-s-Daily-Report-Commons-2017-03-21.pdf>>）。

レベルの組織を有する<sup>16</sup>。第 420 空軍基地飛行隊が属する第 501 戦闘支援航空団、第 48 戦闘航空団及び第 100 空輸航空団は在欧州合衆国空軍・アフリカ空軍 (U.S. Air Forces in Europe-Air Forces Africa. 以下「欧州・アフリカ空軍」という。) 第 3 空軍に、第 352 特殊作戦航空団は空軍特殊作戦軍 (Air Force Special Operations Command) に、第 95 偵察飛行隊が属する第 55 航空団は航空戦闘軍 (Air Combat Command) 第 16 空軍に属している。欧州・アフリカ空軍、空軍特殊作戦軍及び航空戦闘軍は、主要コマンドである。

## II 在英米軍基地に関する条約及び合意

### 1 北大西洋条約

北大西洋条約の主要な規定は、第 5 条である。第 5 条は、北大西洋条約の当事国は、当事国に対する武力攻撃を全ての当事国に対する攻撃であるとみなし、兵力の行使を含む行動を個別的に及び他の当事国と共同して直ちにとることにより、その攻撃を受けた当事国を援助することに同意するという規定である。

北大西洋条約には、当事国の軍隊が他の当事国において駐留することに関する具体的な規定はない<sup>17</sup>。

### 2 NATO 軍地位協定及び英国の訪問軍隊法

軍隊を派遣している国 (以下「派遣国」という。) と当該軍隊が駐留している国 (以下「接受国」という。) との間で締結されている国際法上の合意 (取決め) を一般に地位協定 (Status of Forces Agreement) というが、NATO 軍地位協定は北大西洋条約の当事国の軍隊が他の当事国に駐留する際に適用される地位協定である。NATO 軍地位協定においては、当該協定の当事国が派遣国と接受国の両方の立場になり得るものとなっている。

NATO 軍地位協定においては、派遣国と接受国の裁判権が競合する場合は、専ら派遣国の財産・安全又は派遣国の軍隊・軍属機関 (civilian component)<sup>18</sup>の構成員若しくは家族の身体・財産のみに対する罪と公務執行中の罪について、派遣国は同国の軍隊・軍属機関の構成員に対して第一次裁判権を有する (第 7 条第 3 項)。また、派遣国の軍隊は接受国との協定の結果占有する土地・建物において警察権を行使する権利を有し、その軍事警察は当該土地・建物において秩序及び安全の維持を確保するため全ての適当な措置をとることができる (第 7 条第 10 項 (a)。別表 5 参照)。

<sup>16</sup> “Air Force Instruction 38-101, Manpower and Organization,” 29 August 2019, para.25.2. Air Force E-Publishing website <[https://static.e-publishing.af.mil/production/1/af\\_a1/publication/afi38-101/afi38-101.pdf](https://static.e-publishing.af.mil/production/1/af_a1/publication/afi38-101/afi38-101.pdf)>

<sup>17</sup> 北大西洋条約の第 3 条は、当事国が単独に及び共同して継続的かつ効果的な自助及び相互援助により武力攻撃に抵抗する個別的及び集団的な能力を維持し発展させる旨を規定している。1949 年 4 月 27 日の米上院外交関係委員会公聴会において、ディーン・G・アチソン (Dean G. Acheson) 国務長官は、同条は自らを防衛し、かつ、他国の防衛に貢献するために全力を尽くさない当事国は自らの防衛のために他の当事国を当てにすることはできないという北大西洋条約の基本的な目的を示す条項であると述べ、同条によって米国は他の当事国に自国の部隊を派遣することを期待されるかと問われてそれを否定した (*North Atlantic Treaty: Hearings before the Committee on Foreign Relations United States Senate, 81st Cong., 1st Sess., Part I: Administration Witnesses, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1949, pp.10-11, 47.*)。

<sup>18</sup> 軍隊に随伴する文民を集合として捉えた概念 (用語) である (NATO 軍地位協定第 1 条第 1 項 (b))。NATO 軍地位協定においては軍隊と並んで国家に属する組織として規定されており、本稿では「軍属機関」と訳した。

英国においては、NATO 軍地位協定の当事国となるための国内法である<sup>19</sup>訪問軍隊法が 1952 年 10 月 30 日に制定され、1954 年 5 月 13 日の勅令によって 1954 年 6 月 12 日に施行された<sup>20</sup>。また、当時 NATO 軍地位協定の当事国であったベルギー、フランス、オランダ、ノルウェー及び米国の 5 か国に訪問軍隊法を同日をもって適用することを定める勅令が同日に施行された<sup>21</sup>。英国は、1954 年 5 月 13 日に NATO 軍地位協定の批准書を寄託し、同年 6 月 12 日に当事国となった<sup>22</sup>。

訪問軍隊法においては、訪問軍隊<sup>23</sup>が属する国は、訪問軍隊の構成員又は当該軍隊と関連性を有する者の身体・財産に対する罪及び公務執行中の罪について訪問軍隊・軍属機関の構成員に対する刑事裁判権を行使するが、行使しないことにしたときはその限りではないとする規定が設けられ（第 2 条及び第 3 条。別表 1 参照）、上記の NATO 軍地位協定の派遣国の軍隊の構成員・軍属等に対する刑事裁判権の行使に関する規定を英国の国内法上担保するものとなっている<sup>24</sup>。また、訪問軍隊法においては、英国の軍隊が国内法上認められる範囲において、訪問軍隊についても、①軍隊のための権限の行使、②英国の国内法の適用除外、③特定の行為の禁止等について勅令を定め得ることが規定されている（第 8 条。別表 1 参照）。①は英国の当局による土地の強制的な取得、②は訪問軍隊の構成員による武器の所持を英国の国内法違反とならないようにすること、③は逃亡した兵士の蔵匿の禁止などを想定して規定された<sup>25</sup>。

### 3 アトリー・トルーマン合意及びチャーチル・トルーマン共同声明

ベルリン危機<sup>26</sup>を受けて、米国は B-29 爆撃機の英国への派遣の許可を 1948 年 6 月に英国に求め、英国は米空軍の戦闘機の派遣と併せて許可した<sup>27</sup>。1950 年 6 月 25 日に朝鮮戦争が勃発するなど、東西両陣営間の核兵器の使用を含み得る全面戦争の脅威が認識されるようになり<sup>28</sup>、

<sup>19</sup> 1952 年 10 月 17 日の下院の訪問軍隊法案の第二読会におけるライオネル・ヒールド (Lionel Heald) 法務総裁の説明 (*Parliamentary Debates*, House of Commons, vol.505 no.147, 17 October 1952, column 640.)。

<sup>20</sup> The Visiting Forces Act, 1952 (Commencement) Order, 1954, S.I. 1954/633.

<sup>21</sup> The Visiting Forces (Designation) Order, 1954, S.I. 1954/634. 訪問軍隊法は、第 1 条第 1 項でカナダを含む英国領であった国に同法を適用すると規定し、同条第 2 項で共同防衛のための取決めに締結している国について勅令によって同法が適用される国として指定することができるものと規定していた。なお、1996 年軍隊法第 33 条によって、訪問軍隊法第 1 条第 2 項に、防衛協力のための取決めに締結している国も対象とする規定が加えられた (*Armed Forces Act 1996*, 1996 c.46, s.33.)。

<sup>22</sup> 英国は NATO 軍地位協定の原署名国であるが、同協定の発効後に第 18 条に基づいて批准書を寄託し、寄託した日の 30 日後に当事国となった。

<sup>23</sup> 訪問軍隊とは、英国政府の招請によって英国の領域に存し、訪問軍隊法の規定が適用される国の軍隊と定義される (訪問軍隊法第 12 条第 1 項)。

<sup>24</sup> 1952 年 10 月 17 日の下院の訪問軍隊法案の第二読会におけるデイヴィッド・マクスウェル・ファイフ (David Maxwell Fyfe) 内務大臣の説明 (*Parliamentary Debates*, op.cit.(19), columns 568-571.)。

<sup>25</sup> 1952 年 10 月 22 日の下院の訪問軍隊法案の委員会審査におけるファイフ内務大臣の説明 (*Parliamentary Debates*, House of Commons, vol.505 no.151, 23 October 1952, columns 1186-1187.)。第 8 条は、下院の委員会審査によって条文が大幅に修正された。

<sup>26</sup> ベルリンのうち米国、英国及びフランスが管理していた地区が、1948 年 6 月にソ連によって陸上及び水上經由のアクセスを制限されたことをいう (Office of the Historian, “The Berlin Airlift, 1948–1949,” Department of State website <<https://history.state.gov/milestones/1945-1952/berlin-airlift>>)。1949 年 5 月まで継続した。ベルリン封鎖ともいう。

<sup>27</sup> “The Secretary of State to the Embassy in the United Kingdom,” Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1948*, vol.2: *Germany and Austria*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1973, pp.927-928.

<sup>28</sup> 例えば、クレメント・アトリー (Clement Attlee) 首相とトルーマン大統領の 1950 年 12 月 8 日の共同声明に、「大統領は、世界の情勢が原子兵器の使用を必要としないことが自身の希望であると述べた。大統領は、状況の変化を

在英米軍基地に配備されている爆撃機を運搬手段とする米軍の核兵器の使用について、英米両国が事前に協議を行うか否か両国間で議論の対象となった<sup>29</sup>。

このような状況を背景に成立したのが、米国による英国の基地の使用についての英米間の取決めである 1951 年 10 月 17 日のアトリー・トルーマン合意であり、緊急時の在英米軍基地の使用はそのときの支配的な状況に照らして英国と米国による共同決定の対象となる、というものである<sup>30</sup>（別表 2 参照）。アトリー・トルーマン合意は、1952 年 1 月 9 日に公表されたチャーチル・トルーマン共同声明においてそのまま継承された<sup>31</sup>（別表 2 参照）。

デズ・ブラウン（Des Browne）国防大臣の 2006 年 7 月 18 日の下院における文書答弁において、チャーチル・トルーマン共同声明を引用して、在英米軍の作戦上の展開に先立って米国は英国と十分に協議してその同意を得ていなければならないとの見解が示されたことがある<sup>32</sup>。

#### 4 英空軍基地管理責任移転条項

英空軍基地管理責任移転条項によれば、在英米軍が駐屯する英空軍基地の所有権等の権利は英国にあり、米国が使用する場合でもその名称は英空軍基地のままである（第 1 項。別表 3 参照）。米空軍による当該英空軍基地の使用は共同防衛に資すると英米両国がみなす間は認められ、国際連合憲章で規定される原則に従って集団安全保障<sup>33</sup>が保証されると英米両国のいずれかの国が判断するときその使用は終了するとされる（第 1 項）。

英空軍は、当該英空軍基地がある地方自治体との連絡等のため要員を派遣し、派遣される要員の上級将校の称号は「王立空軍司令官及び上級連絡将校」となる（第 2 項。別表 3 参照）。「王立空軍司令官及び上級連絡将校」は、王立空軍司令官（英空軍司令官）ともいう（後述）。

---

もたらすかもしれない展開についていつでも首相に知らせることも自身の希望であると首相に述べた。」とある（“Joint Statement Following Discussions with the Prime Minister of Great Britain. December 8, 1950,” *Public Papers of the Presidents of the United States, Harry S. Truman, 1950*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1965, p.740.）。

<sup>29</sup> 例えば、1951 年 9 月 10 日のハーバート・S・モリソン（Herbert S. Morrison）英外相とアチソン米国務長官の私的会合でこの問題が取り上げられた（“Memorandum of Conversation, by the Ambassador at Large (Jespup),” Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1951*, vol.1: *National Security Affairs; Foreign Economic Policy*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1979, pp.880-883.）。

<sup>30</sup> 1951 年 10 月 17 日の R・ゴードン・アーネソン（R. Gordon Arneson）米国務長官特別補佐官の覚書によれば、クリストファー・スティール（Christopher Steel）駐米英公使が、事前に米国側に提示していた下院等において首相や外相が米国による英国の基地の使用について述べる際の文案について、H・フリーマン・マシューズ（H. Freeman Matthews）米国務副次官と協議し、トルーマン大統領の同意を得た。当該覚書に合意文は添付されていないが、同年 12 月 7 日付けのマシューズ副次官のスティール公使宛ての書簡において同年 12 月 6 日の下院におけるチャーチル首相の文書答弁が合意文の最後の文と同一であることが述べられている。本稿では、チャーチル首相の当該文書答弁の文をアトリー・トルーマン合意ということとする（“Memorandum of Conversation, by the Special Assistant to the Secretary of State (Arneson), 1951,” Department of State, *ibid.*, pp.891-892; “The British Minister (Steel) to the Deputy Under Secretary of State for Political Affairs (Matthews),” *ibid.*, p.900; *Parliamentary Debates*, House of Commons, vol.494 no.26, 6 December 1951, Written Answers, column 282.）。

<sup>31</sup> “Joint Statement Following Discussions with Prime Minister Churchill. January 9, 1952,” *op.cit.*(5), p.18.

<sup>32</sup> *Parliamentary Debates*, House of Commons, 6th series, vol.449 part 2, session 2005-2006, column 353W.

<sup>33</sup> 集団安全保障とは国際法上武力行使を一般的に禁止してこれに反する行為があった場合に国際社会が一致協力してそのような行為を行った者に対して適切な措置をとる枠組みであり、国際連合憲章の第 24 条等の規定において具体的な措置が定められている（大出峻郎内閣法制局長官答弁（第 129 回国会参議院予算委員会会議録第 13 号 平成 6 年 6 月 13 日 p.2.）；Rosalyn Higgins, *Problems and Process: International Law and How We Use It*, paperback edition, Oxford: Clarendon Press, 1995, pp.173-174.）。集団的安全保障ともいう。

## 5 弾道ミサイル早期警戒駐屯地覚書

フィリングデールズ英空軍基地には、収集した情報を英米両国に提供するレーダーが配備されている<sup>34</sup>。フィリングデールズ英空軍基地は、英空軍の指揮の下に置かれ、その技術施設は英空軍と米空軍が策定する共同計画に従って英空軍によって運用される（第2項。別表4参照）。

## 6 安全・警察活動覚書

安全・警察活動覚書とは、在英米軍基地の安全・警察活動に関して、英国の国防省の組織である国防省警察警護庁と米空軍の第3空軍司令部によって2008年に締結されたものである。国防省警察警護庁は2013年に廃止されたが<sup>35</sup>、当該組織を構成していた国防省警察(MOD Police)及び国防省警護サービス(MOD Guard Service)<sup>36</sup>は2013年以降も国防省の組織として存続している。国防省警察は、1987年国防省警察法<sup>37</sup>によって設置されている組織であり、国防省や訪問軍隊が所有、管理等を行う土地、車両、船舶、航空機等において警察としての権限及び特権を有し（第2条第1項及び第2項）、武装した要員を擁する<sup>38</sup>。国防省警護サービスは、英国における防衛施設を警護するための非武装の組織である<sup>39</sup>。

安全・警察活動覚書の主要な規定は、次のとおりである（別表6参照）。英国は在英米軍基地の対外的な安全を適切なレベルで提供することとし（第5条第1項）、米軍はNATO軍地位協定第7条第10項によって、自らが占有する基地について警察権を行使し、その土地・建物において安全を強化するための全ての適切な措置をとる権利を有する（第1条第4項）。在英米軍基地に英国が置く英空軍司令官は、英国の警察と米軍の治安要員との間の連絡を保障する責任を有し（第5条第7項）、在英米軍基地に米国が置く基地司令官はその指揮の下にある基地の安全について全面的な責任を負い（第5条第10項a）、かつ、基地に関する特定の安全及び警察活動上の懸念に対応するために英国側の職務を変更し得る（第5条第10項b）。基地司令官の権限は、基地の域内の安全に係る職務を遂行する英国の構成員に対して安全に関する作戦統制<sup>40</sup>を行使することを含むが、当該作戦統制には国防省警察の要員に対する指揮は含まれない（第4条第1項）。

英空軍司令官は主要な在英米軍基地に配置されており、通常は基地司令官に大佐の階級の米空軍の要員が就くのに対して少佐の階級の英空軍の要員が就く<sup>41</sup>。また、在英米軍基地に配置

<sup>34</sup> Andrea Console, *Command and Control of a Multinational Space Surveillance and Tracking Network*, Joint Air Power Competence Centre, June 2019, pp.38-39. <[https://www.japcc.org/wp-content/uploads/JAPCC\\_C2SST\\_2019\\_screen.pdf](https://www.japcc.org/wp-content/uploads/JAPCC_C2SST_2019_screen.pdf)>

<sup>35</sup> “Ministry of Defence Police and Guarding Agency.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/organisations/ministry-of-defence-police-and-guarding-agency>>

<sup>36</sup> Ministry of Defence, *How Defence Works: Defence Framework*, December 2010, p.46. *ibid.* <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/27372/defenceframework\\_dec10.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/27372/defenceframework_dec10.pdf)>

<sup>37</sup> Ministry of Defence Police Act 1987, 1987 c.4.

<sup>38</sup> Ministry of Defence Police, *Policing Plan 2019–20*, 27 June 2019, p.8. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/812544/MOD\\_Police\\_-\\_Policing\\_Plan\\_201920\\_Web\\_Copy.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/812544/MOD_Police_-_Policing_Plan_201920_Web_Copy.pdf)>

<sup>39</sup> “MOD Guard Service,” Last updated, 24 June 2020. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/mod-guard-service>> 国防省警護サービスは、国防省の組織である防衛インフラストラクチャー機構の一部を構成している。

<sup>40</sup> 「司令官が目的、時間又は場所によって通常制限される特定の任務又は職務を遂行することをできるようにするために割り当てられた部隊を命令し、その〔下位〕部隊を配備し及び当該〔下位〕部隊の戦術統制を維持し又は割り当てるための司令官に委任される権限」と定義される（安全・警察活動覚書附属書E）。

<sup>41</sup> ビル・ラメル (Bill Rammell) 国防省軍隊担当大臣の2009年12月16日の下院における文書答弁 (*Parliamentary Debates*, House of Commons, 6th series, vol.502 part 2, session 2009-2010, column 1215W.)。ラメル国防省軍隊担当大臣の2009年12月7日及び2010年1月5日の下院における文書答弁において、当時の英空軍司令官及び基地司令官の階級が基地ごとに例示されている (*Parliamentary Debates*, House of Commons, 6th series, vol.502 part

される英空軍の要員は数名程度である<sup>42</sup>。

## おわりに

英国は北大西洋条約の当事国の軍隊が他の当事国に駐留する際に適用される NATO 軍地位協定の当事国であり、当該当事国になるための国内法である訪問軍隊法を制定している。同法には、当該当事国の軍隊を含む訪問軍隊に対する英国の国内法の適用除外等についての規定もある。

在英米軍の大半は米空軍であり、英空軍基地の米空軍による使用は共同防衛に資すると英米両国がみなす間は認められる。緊急時の在英米軍基地の使用は、そのときの支配的な状況に照らして英米両国の共同決定の対象となる。

英米間の合意において、在英米軍基地について基地の安全に関して全面的な責任を負う基地司令官を米国が置き、英米間の連絡を担う英空軍司令官を英国が置くことが定められている。

---

2, session 2009-2010, columns 89W-90W; *idem*, vol.503 part 2, session 2009-2010, column 19W.)。

<sup>42</sup> ラメル国防省軍隊担当大臣の2009年12月7日の下院における文書答弁 (*Parliamentary Debates*, vol.502 part 2, *op.cit.*(41))。表で掲げた在英米軍基地に配置されていた要員について言えば、フェアフォード英空軍基地及びレイクンヒース英空軍基地はそれぞれ1名、ミルデンホール英空軍基地は5名であった。

別表 1 1952 年訪問軍隊法（抜粋）

第 2 条 訪問軍隊を派遣する国の軍務裁判所及び当局による権限の行使

- (1) この条が適用される国の軍務裁判所及び軍務当局は、連合国内又は女王陛下の船舶若しくは航空機において、この条に従ってそれらの管轄権に服する者に対して、当該国の法律に従ってそれらによって行使され得る全ての権限を行使することができる。
- (2) この条に従って国の軍務裁判所及び軍務当局の管轄権に服する者は、すなわち、次のいずれかに該当する者である。
- (a) 当該国の訪問軍隊の構成員
- (b) 連合王国及び植民地<sup>(注2)</sup>の国民ではない者で、かつ、連合王国に通常居住しない者で、当該国の軍隊の構成員以外のその時点において当該国の軍務法に服するその他の全てのもの
- ただし、この項の適用に当たって、ある者が連合王国に所在した時にある国の軍隊の構成員になった（又は最後になった）場合は自らの同意によってその時当該軍隊の構成員になったことが示されない限り、[その]者は[当該]国の訪問軍隊の構成員として扱われてはならない。
- (3) この条が適用される国の軍務裁判所によって、判決が下される前にこの条に従ってその裁判所の管轄権に服した者に連合王国の域内又は域外で判決が下された場合、連合王国の裁判所における手続の適用に当たって、当該軍務裁判所は適切に設置されたものとみなされなければならない。かつ、その判決はその裁判所の管轄権の範囲内であって当該国の法律に従っているとみなされなければならない。判決の文言に従って執行されたときは適法に執行されたものとみなされなければならない。
- (4) ～ (6) (略)

第 3 条 特定の罪を犯した訪問軍隊に係る者の連合王国の裁判所による裁判の制限

- (1) この条の規定に従って、連合王国の法律に違反する罪で公訴が提起される者は、罪が犯されたと申し立てられる時点で訪問軍隊の構成員又は当該軍隊の軍属機関の構成員であった場合で、次の各号のいずれかに該当するとき、連合王国の裁判所によって当該罪について裁判を受ける義務を負わない。
- (a) 申し立てられる罪がその者によって犯された場合に、当該軍隊又は[軍属]機関の構成員としての業務から及びその過程で生じたとき。
- (b) 申し立てられる罪が人に対する罪であり、かつ、[その]人又は[その人が]1名より多いときは犯されたと申し立てられることに係る人の各々がその時点で当該軍隊又は同国の別の訪問軍隊と直接的な関連性を有していたとき。
- (c) 申し立てられる罪が財産に対する罪であり、かつ、犯されたと申し立てられることに係る財産の全体（又は当該財産の異なる部分が別々に所有されていた場合は当該財産の各部分）がその時点で派遣国若しくは同国の当局又は前記の関連性を有する者の財産であったとき。
- (d) ～ (h) (略)
- ただし、この項は、罪が犯されたと申し立てられる時点で罪を犯したと申し立てられる者が前条に従ってその国の軍務裁判所の管轄権に服さない者であった場合は適用されてはならない。
- (2) 罪が犯されたと申し立てられた時点で訪問軍隊の軍属機関の構成員であった者の裁判に関して、前項は、事件が派遣国の法律の下に処理され得ることが示されない限り効力を有さない。
- (3) この条第 1 項のいかなる規定も、次の各号に定めることを認めるものと解してはならない。
- (a) 公訴局長（イングランド又はウェールズの裁判所の場合）、[スコットランド政府]法務総裁（スコットランドの裁判所の場合）又は北アイルランド[執政府]法務総裁（北アイルランドの裁判所の場合）が裁判の前に又はその過程において派遣国の適当な当局が同国の法律の下で事件を処理することを企図しないと通

知したことを確認した場合に、連合王国の裁判所によってその者が裁判されることを妨げること。

(b) ～ (c) (省略)

(4) ～ (6) (略)

#### 第8条 自国軍隊に關係する法律の訪問軍隊への適用

(1) 制定法<sup>(注3)</sup>の下に次の各号について当局又は者によって権限が行使され得る場合に、訪問軍隊が自国軍隊の一部であるとすれば行使され得ることになる範囲において、勅令が適用される訪問軍隊に関して、勅令によって又はその下で定められる条件に従って、当該当局又は者によって権限が行使され得ることを保障するために女王陛下は勅令によって規定を設けることができる。

(a) 自国軍隊若しくはその構成員若しくは軍務裁判所又はそれらに關係するその他の者に関すること。

(b) 自国軍隊のために使用される若しくは使用される予定である財産又は〔自国軍隊のために〕使用される予定の財産の占有若しくは〔自国軍隊のために〕使用される若しくは使用される予定の財産の取得（合意によるか強制的であるかを問わない。）に関すること。

(2) 女王陛下は、勅令によって又はその下に定められる条件に従って、訪問軍隊について定められる勅令によって次の各号のために規定を設けることができる。

(a) 軍隊〔訪問軍隊〕が自国軍隊の一部であるとすれば軍隊、構成員、裁判所、者又は財産がそれ〔制定法の適用〕から除外される又は除外され得ることになる範囲において、勅令で定められる制定法の適用から、当該軍隊若しくはその構成員若しくは軍務裁判所若しくはそれらに關係するその他の者又はそれらのために使用される若しくは使用される予定の財産を除外すること。

(b) 軍隊〔訪問軍隊〕が自国軍隊の一部であるとすれば軍隊、構成員、裁判所、者又は財産によって享有される又はそれらに付与され得ることになる特権又は免除に相当する、勅令で定められるその他の特権又は免除を当該軍隊又は前号の構成員、裁判所、者若しくは財産に付与すること。

(3) 制定法によって次の各号に関する行為が禁止され、制限され、又は要求される場合に、訪問軍隊が自国軍隊の一部であるとすれば効力を有することになる範囲において、勅令が適用される訪問軍隊に関して、禁止、制限又は要求が効力を有することを保障するために女王陛下は勅令によって規定を設けることができる。

(a) 自国軍隊若しくはその構成員若しくは軍務裁判所又はそれらに關係するその他の者

(b) 自国軍隊のために使用される又は使用される予定の財産

(4) ～ (7) (略)

(8) この条第1項及び第3項は、その権限が行使され得るか又はその禁止、制限若しくは要求が課されるかどうかについて、自国軍隊に明示的に關係する規定によって又はより一般的な規定によって適用される。この条第2項は、その除外、特権又は免除が存続し、又は付与され得るかどうかについて、当該規定によって又は制定法は国王を法的に拘束しないという理由<sup>(注4)</sup>によって適用される。

(注1) 1952年訪問軍隊法は、19か条及び附則によって構成される。〔 〕内は、筆者による補記である。

(注2) 英国が有する英国、チャネル諸島及びマン島以外の領域で、英国以外の国が対外關係について責任を負う領域等を除く領域をいう（1978年解釈法（Interpretation Act 1978, 1978 c.30.）第1附則）。

(注3) 第8条においては、制定法の下に効力を有するあらゆる法的文書を含む（第7項）。

(注4) 英国法においては、法律がそれを明示する又は必然的に推定される場合を除いて、法律は国王を法的に拘束することはない。ここでいう「国王」には、政府の大臣、政府省庁、軍隊の構成員等が含まれる（Office of the Parliamentary Counsel, “Crown Application,” 16 September 2019, paras.1.1, 1.51. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/834175/Crown-application-Sept-2019-A.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/834175/Crown-application-Sept-2019-A.pdf)>）。

(出典) 1952年訪問軍隊法（The Visiting Forces Act, 1952, 15 & 16 Geo. 6 & 1 Eliz. 2, c.67.）から抜粋して筆者翻訳。翻訳に当たって次の資料を参照した。沖縄県訳「1952年駐留軍法」地位協定ポータルサイト <<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/sofa/documents/uk02.pdf>>

別表2 アトリー・トルーマン合意及びチャーチル・トルーマン共同声明

| 名称(略称)              | 合意・公表日     | 合意・声明文   |
|---------------------|------------|--|
| アトリー・トルーマン合意        | 1951.10.17 | 緊急時の当該〔米国が使用する〕基地の使用はそのときの支配的な状況に照らして国王陛下の政府及び合衆国政府による共同決定の対象となる。  |
| チャーチル・トルーマン共同声明(抜粋) | 1952.1.9   | 共同防衛のために締結される取決めの下に、合衆国は連合王国にある特定の基地を使用する。我々は、緊急時の当該基地の使用はそのときの支配的な状況に照らして国王陛下の政府及び合衆国政府による共同決定の対象となる、という了解を再確認した。 |

(注) [ ] 内は、筆者による補記である。

(出典) “Memorandum of Conversation, by the Special Assistant to the Secretary of State (Arneson), 1951,” Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1951*, vol.1: *National Security Affairs; Foreign Economic Policy*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1979, pp.891-892; “The British Minister (Steel) to the Deputy Under Secretary of State for Political Affairs (Matthews),” *ibid.*, p.900; *Parliamentary Debates*, House of Commons, vol.494 no.26, 6 December 1951, Written Answers, column 282; “Joint Statement Following Discussions with Prime Minister Churchill. January 9, 1952,” *Public Papers of the Presidents of the United States, Harry S. Truman, 1952-53*, Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1966, p.18 を基に筆者作成。

別表3 英空軍基地管理責任移転条項(抜粋)

|   |
|---|
| <p>1. 一般</p> <p>附則で掲げられる R.A.F. [王立空軍] 駐屯地において空軍省が有するその不動産権、権利、権原、利益又は占有の権利は、同省に帰属したままである。駐屯地は、合衆国及び連合王国の両政府の意見において連合王国における当該部隊の存在が共同防衛の利益にとって妥当であるとみなされる間は、U.S.A.F. [合衆国空軍] の部隊によって使用され得る。これらの取決めは、連合王国又は合衆国の政府のいずれかの意見において集団安全保障が国際連合憲章で規定される原則に従って保証される [と判断される] ときに終了する。駐屯地は、R.A.F. [王立空軍] 駐屯地として称され続ける。</p> <p>2. 連絡</p> <p>R.A.F. [王立空軍] は、例えば建造物に係る役務及び地方自治体との連絡といった各々の駐屯地における残余の R.A.F. [王立空軍] の責任を果たす連絡スタッフを提供する。各々の駐屯地における R.A.F. [王立空軍] の上級将校は、「R.A.F. [王立空軍] 司令官及び上級連絡将校」の称号を引き受ける。</p> <p>3.~5. 附則 (略)</p> |
|---|

(注) 英空軍基地管理責任移転条項の正式名称は、「王立空軍から合衆国空軍への特定の駐屯地の管理責任の移転に関する一般条項」である。[ ] 内は、筆者による補記である。

(出典) 英空軍基地管理責任移転条項(英国防省がウェブサイト上で公開した 1951 年 11 月 13 日付け文書の添付文書 (“Attachment: Letter Exchange to Agree RAF Mildenhall as a Designated En-route Mobility Operations Hub Base dated November 1951.” GOV.UK website <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/464267/FOI210506501\\_1951\\_doc.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/464267/FOI210506501_1951_doc.pdf)>) から抜粋して筆者翻訳。

別表4 弾道ミサイル早期警戒駐屯地覚書(抜粋)

|   |
|---|
| <p>1. 合衆国政府及び連合王国政府は、ヨークシャーのフィリングデールズ・ムーアにおいて弾道ミサイル早期警戒(BMEW) 駐屯地を設置し、運用することについて協力する。</p> <p>2. 駐屯地は、王立空軍によって指揮される。技術施設は、王立空軍及び合衆国空軍によって策定され、同意される共同計画に従って、王立空軍によって運用される。</p> <p>3.~11. (略)</p> |
|---|

(注) 弾道ミサイル早期警戒駐屯地覚書は「連合王国における弾道ミサイル早期警戒駐屯地の設置に関するグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」(1960 年 2 月 15 日署名・発効。Treaty Series No.24 (1960), Cmnd.1034, 1960.) の添付文書であり、その正式名称は、「覚書」である。

(出典) 弾道ミサイル早期警戒駐屯地覚書から抜粋して筆者翻訳。

## 別表5 NATO 軍地位協定第7条第10項(a)

軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、接受国との協定の結果占有する宿营地、設置物又はその他の土地・建物において警察権を行使する権利を有する。軍隊の軍事警察は、当該土地・建物において、秩序及び安全の維持を確保するため全ての適当な措置をとることができる。

(注) NATO 軍地位協定の正式名称は、「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」である。1953年8月23日に発効し、英米両国間においては1954年6月12日に効力発生した。

(出典) NATO 軍地位協定 (Treaty Series No.3 (1955), Cmd.9363, 1955.) から抜粋して筆者翻訳。

## 別表6 安全・警察活動覚書(抜粋)

## 第1条 前文

1. (略)
2. MOD [国防省] によって代表される連合王国 (UK) 政府及び在欧州 US [合衆国] 空軍 (USAFE) によって代表されるアメリカ合衆国 (US) 政府は、以下「参与者」といい、UK [連合王国] における US [合衆国] 軍隊に使用され得る基地、施設及び/又は設備に配置される MDPGA [国防省警察警護庁] に関する次の取決めを決定した。
3. (略)
4. US [合衆国] 軍隊は、1951年の軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定 (NATO SOFA [NATO 軍地位協定]) の規定の下に UK [連合王国] において行動する。NATO SOFA [NATO 軍地位協定] 第7条第10項は、US [合衆国] 軍隊に、US [合衆国] 軍隊が占有する UK [連合王国] の基地 (以下「US [合衆国] 軍隊基地」という。) について警察権を行使し、当該土地・建物において、安全を強化するため全ての適当な措置をとる権利を付与する。基地外における作戦は、UK [連合王国] との取決めに従う。参与者は、安全に関する適当な措置が基地、施設及び/又は設備の境界の内外の両方における安全に関することを含むことを決定した。
5. (前略) 参与者は、MDPGA [国防省警察警護庁] は US [合衆国] によって要請される場合に US [合衆国] 軍隊基地において行動することが承認されることに同意する。(以下略)
6. (略)

## 第3条 原則

US [合衆国] 軍隊に使用され得る基地における MDPGA [国防省警察警護庁] の配置は、次の原則が適用される。

## a.~f. (略)

- g. 法律 MOD [国防省] 及び MDPGA [国防省警察警護庁] は、UK [連合王国] の法律に従う。UK [連合王国] の法律がこの MOA [取決め覚書] の条項の下に提供される役務に影響を与える場合に、MDPGA [国防省警察警護庁] は、その影響及び MDPGA [国防省警察警護庁] の役務が法律を順守してどのように提供され得るかについて US [合衆国] 軍隊に通知する。

## 第4条 指揮及び統制

1. 安全に関する OPCON [作戦統制] : NATO SOFA [NATO 軍地位協定] 第7条の下に、基地司令官はその指揮下にある基地の安全について責任を負う。この権限は、基地の域内の安全に係る職務を遂行する MDPGA [国防省警察警護庁] の構成員に対して安全に関する OPCON [作戦統制] を行うことを含む。安全に関する OPCON [作戦統制] は、その警察としての権限を行使する MDP [国防省警察] の要員に対する指揮を含まず、UK [連合王国] の法律の下に規定された MDP [国防省警察] の権限と責任を制限するものと意図される

|   |
|---|
| <p>ことはない。</p> <p>a.～b. (略)</p> <p>2.～5. (略)</p>   |
| <p>第5条 役割及び責任</p> <p>UK [連合王国]</p> <p>1. 受入国の責任</p> <p>a. UK [連合王国] 内における法律及び秩序の維持並びに域内の安全の責任は、現地の警察に通常代表される各々の文民の当局にある。</p> <p>b. したがって、どのような MOD [国防省] の設置物に対しても同様の任務で支援が提供されるのと同じ方法で、US [合衆国] 軍隊に使用され得る RAF [王立空軍] 基地に対外的な安全の適当なレベルを提供し、そのための資金を賄うのは受入国 (HN) の責任である。(以下略)</p> <p>2.～6. (略)</p> <p>7. RAF [王立空軍] 司令官</p> <p>a. RAF [王立空軍] 司令官は、HDPF [内務省警察部隊]、MDPGA [国防省警察警護庁] 及び US [合衆国] の基地の治安要員の間において連絡が取られることを保障する責任を有する。(以下略)</p> <p>US [合衆国]</p> <p>8.～9. (略)</p> <p>10. 基地司令官</p> <p>a. 基地司令官は、その指揮の下にある基地の治安について全面的な責任を負い、MDPGA [国防省警察警護庁] の構成員に対する OPCON [作戦統制] を行う(第4条第1項にある制限に従う。)(以下略)</p> <p>b. 基地司令官(又は委任された代理人)は、基地に関する特定の安全及び警察活動上の懸念に対応するためを使用し得る資源を用いる MDPGA [国防省警察警護庁] の職務を変更し得る。(以下略)</p> <p>11.～12. (略)</p> |

(注1) 安全・警察活動覚書の正式名称は、「国防省警察警護庁によって代表される連合王国国防省と第3空軍司令部によって代表される在欧州合衆国空軍との間の連合王国における合衆国軍隊に対する MDPGA [国防省警察警護庁] による安全及び警察活動の役務の提供に関する取決め覚書」(2008年5月20日署名)である。安全・警察活動覚書は、8か条及び5つの附属書によって構成される。[ ] 内は、筆者による補記である。

(注2) 国防省警察警護庁は2013年に廃止されたが、当該組織を構成していた国防省警察及び国防省警護サービスは2013年以降も国防省の組織として存続している。

(出典) 安全・警察活動覚書(英国国防省がウェブサイトで公開した文書(“MOD Police Cost Recovery Agreements with United States Air Forces (USAF) and Defence Science and Technologies (DSTL)” GOV.UK website <[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/594416/20170119-Redacted\\_Reply\\_to\\_eCase\\_10806\\_-\\_RFI\\_316-16\\_Re\\_Cost\\_Recovery\\_Agreement.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/594416/20170119-Redacted_Reply_to_eCase_10806_-_RFI_316-16_Re_Cost_Recovery_Agreement.pdf)>) から抜粋して筆者翻訳。

(参考文献)

“Ministry of Defence Police and Guarding Agency.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/organisations/ministry-of-defence-police-and-guarding-agency>>; Ministry of Defence, *How Defence works: Defence Framework*, December 2010, p.46. *idem* <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/27372/defenceframework\\_dec10.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/27372/defenceframework_dec10.pdf)>